

白山市国民保護計画で使用する用語又は国民保護措置で使用する用語の意味は次のとおり。

あ行

用語	説明等
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村の区域内で死亡した者を含む。）の安否に関する情報（行方不明者の情報は含まれない。）。
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号）。
NBC攻撃	核（Nuclear）兵器、生物（Biological）兵器、化学（Chemical）兵器を使用した攻撃。大量無差別な殺傷や広範囲の汚染が発生する可能性がある。
応急措置	武力攻撃等の発生又は拡大を防止するために実施する退避の指示、警戒区域の設定、応急公用負担等の応急の措置。
応急対策	原則は武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大防止のための応急の対策（場合により武力攻撃災害のための応急の対策を含む。）。
応急の復旧	一時的な補修や修繕のことをいい、武力攻撃災害等の際に当面の機能を回復させる。

か行

用語	説明等
化学剤	化学兵器に用いられる化学物質で、その有する毒性や刺激性などによっては人体に害を及ぼすもの（サリン・VXガス等）。
化学防護服	化学剤、生物剤等の災害現場で救助活動を行うため、外気を完全に遮断して身を守る防護服。空気呼吸器を着けたまま着用できるよう、バイザー、服地、手袋、長靴等が一体化している。
核燃料物質	原子力基本法第3条第2項に定めるもの。ウラン、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質であって、政令で定めるもの。
核兵器	核分裂による熱核反応・核融合反応などによる熱や光・放射能及び爆風などによる破壊や人畜に致死又は悪影響を与える兵器の総称で放射能兵器を含める場合もある。核爆弾、大陸間弾道弾（ICBM）、潜水艦発射弾道弾（SLBM）等。
関係機関	国民保護措置の実施に関係する全ての機関。
危険物質等	引火・爆発・空気中への飛散・周辺地域への流出により、生命、身体又は財産に対する危険が生じるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるもの。
基本指針	武力攻撃事態等に備えて、国が定める国民保護措置の実施に関する基本的な方針で、平成17年3月に閣議決定されている。 基本指針は、国民の保護に関する計画の体系の中でも最も上位にあり、指針的な内容が記載されている。 この基本方針に基づいて、指定行政機関、都道府県の国民保護計画及び指定公共機関の国民保護業務計画が作成される。さらに、都道府県の計画に基づき、市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画が作成される。

か行

用語	説明等
救援	避難住民や武力攻撃災害による被災者に対する収容施設の供与、食品等の給与、医療の提供などの措置。
救援物資	避難住民等の救援の実施に必要な物資。(医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資)。
救護班	医師、看護師等で組織される数名のチームで、災害現場や救護所・避難所を回り医療を行う。
緊急消防援助隊	大規模・特殊災害発生時における人命救助活動等により効果的かつ迅速に実施する体制を国として確保するため、平成7年に創設された、全国の消防機関から必要な消防隊員、消防車両及び資機材等を被災地に派遣するための広域体制を目的に結成される消防部隊。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの。
緊急対処事態における災害	武力攻撃に準じる攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的物的被害。
緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が、法律の規定に基づいて実施する、緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置。 具体的には、緊急対処事態の推移に応じて実施する警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置。
緊急通報	武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体及び財産に対する危険を防止するため知事が緊急に発令する武力攻撃災害の現状及び予測等に関する情報。
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材。
国の対策本部	対処基本方針が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣総理大臣が、閣議にかけて、臨時に内閣に設置するもの。
国の対策本部長	武力攻撃事態等対策本部長（内閣総理大臣）。
警戒区域	市長又は知事等が設定する、関係者以外の立入制限・禁止・退去命令を行うことができる区域。
警報	武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、基本方針及び対処基本方針の定めるところにより国の対策本部長が発する警報。
ゲリラ	軍事組織に属さない勢力。
県	石川県知事及びその他の執行機関、又は石川県。
県警察	石川県警察本部長及びその他の執行機関。
県対策本部	内閣総理大臣から国民保護対策本部の設置について指定を受けたときに、知事が設置するもの。 ⇒ 石川県国民保護対策本部

か行

用語	説明等
県対策本部長	石川県国民保護対策本部長（石川県知事）。
国際人道法	ジュネーブ諸条約など武力紛争の際に適用される国際法であって、人道的考慮に基づいて成立したもの。ジュネーブ諸条約は、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めている。
国民保護協議会	都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会。
国民保護業務計画	指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画。 各機関が実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民保護措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定める。業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することとされている。
国民保護計画	政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づき、都道府県、市町村及び指定行政機関の長が作成する計画のこと。 国民の保護のための措置を行う実施機関、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などについて定める。都道府県及び市町村の計画の作成や変更にあたっては、関係機関の代表者等で構成される都道府県及び市町村の国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県は内閣総理大臣に、市町村は都道府県知事に協議することとされている。
国民保護措置	武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置。 具体的には、警報の発令、避難の指示、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等をいう。
国民保護等派遣	防衛大臣が、知事から国民保護法第15条第1項（緊急対処事態における準用を含む。）の要請を受けた場合や、国の対策本部長から同条第2項の求めがあった場合に実施する国民保護措置等のための自衛隊の派遣（自衛隊法第77条の4）。
国民保護法（法）	正式には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）」といい、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための、国・地方公共団体等の責務、避難、救援、武力攻撃災害への対処等の措置が規定されている。
国民保護法施行令（法施行令）	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）。

さ行

用語	説明等
災害拠点病院	通常の医療供給体制では医療の確保が困難となった場合に、傷病者を受け入れるとともに、知事の要請に基づいて、医療救護班を編成し、応急的な医療を実施する医療救護所との連携をもとに重傷者の医療を行う病院。

さ行

用語	説明等
災害時要援護者	災害時において、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、適切な避難行動等をとることが困難な人々のこと。 具体的には、在宅の高齢者や障害者などが想定され、広い意味では、妊産婦、乳幼児、児童、外国人のほか、施設や病院の入所（院）者なども災害時要援護者にとらえる。
災害対策基本法	国土をはじめ国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立するとともに防災計画などの災害対策の基本を定めた法律。
市緊急本部	白山市緊急対処事態対策本部。
市緊急本部長	白山市緊急対処事態対策本部長（市長）。
市対策本部	白山市国民保護対策本部。
市対策本部長	白山市国民保護対策本部長（市長）。
市町	石川県内の市町長及びその他の執行機関、又は石川県内の市町。
指定行政機関	内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛省、防衛施設庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁及び環境省。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で政令で定めるもの。
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局等（国の出先機関）で、政令で定めるもの。
指定地方公共機関	石川県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するもの。
自主防災組織	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織。
事態認定	政府が定める対処基本方針又は緊急対処事態対処方針の中で、武力攻撃やテロなどの事案を、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態又は緊急対処事態として認定すること。
消防機関	消防本部、消防署及び市消防団。
収容施設	公民館、体育館、応急仮設住宅など避難住民等の救援のために供与される施設。
生活関連等施設	発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設、又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設。
生活関連物資等	国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資。

さ行

用語	説明等
生物剤	生物兵器に用いられる病原微生物あるいはその毒素で、その病原性によって人体に害を及ぼすもの。
赤十字標章	ジュネーブ諸条約第一追加議定書に基づき、軍関係以外の医療組織及び医療輸送手段を保護するため、これらを識別できるようにしている特殊標章等。 当該議定書では、医療組織は常に尊重され、保護されるものとし、これを攻撃対象としてはならない旨が規定されている。
総合行政ネットワーク（LGWAN（エルジーワン））	地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク。国の府省間ネットワークである霞ヶ関WANと相互接続しており、国の機関との情報交換にも利用されている。
相互応援協定	災害が発生した場合において、応援措置を円滑に実施するために、あらかじめ自治体間等で締結した協定。

た行

用語	説明等
第一追加議定書	1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）。
大規模集客施設	デパート、劇場、野球場など多数の客が集まる規模の大きな施設。
対処基本方針	武力攻撃事態に至ったときに、政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針。
対処措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置のことで、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民の保護のための措置など。
弾道ミサイル	ロケット推進により発射された後、放物線の軌道で飛ぶ対地ミサイル。
特殊標章	ジュネーブ諸条約第一追加議定書に定める文民保護標章。
特定物資	救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定めるもの）であって、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの。
トリアージ	一度に多数の傷病者が発生した場合に、傷病者の重傷度や緊急度に応じて分類し、治療や搬送の優先度をつけること。 災害時において、現存する限られた医療資源（医療スタッフ、医薬品等）を最大限に利用して、可能な限り多数の傷病者の治療を行うためには、傷病者の状態の緊急性や重傷度に応じて治療の優先順位を決定し、患者搬送、病院選定、治療の実施を行うことが大切となる。

は行

用 語	説 明 等
被災者	武力攻撃災害による被災者。
被災情報	武力攻撃災害による被害の状況に関する情報。
避難経路	住民が避難する経路。避難路や鉄道路線等からなる。
避難先地域	住民の避難先となる地域。対策本部長は、避難措置の指示を行う場合には、避難先地域を示さなければならない。
避難の指示	避難措置の指示を受けた知事が住民に対して行う、避難すべき旨の指示。
避難施設	住民の避難及び避難住民等の救援の用に供する施設として、知事があらかじめ指定した施設。
避難実施要領	避難の指示を受けた市町村長が、関係機関の意見を聞いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関して定める要領。
避難住民	避難を行った者又は避難の途中にある者。
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者。
避難措置の指示	国の対策本部が都道府県知事に対して行う、住民の避難に関する措置を講ずべきことの指示。
避難誘導	避難の指示を受けた住民を、避難先に導くこと。
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害。
武力攻撃災害への対処に関する措置	武力攻撃災害の防除、軽減、その他武力攻撃災害による被害が最小となるように実施する措置。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態。
武力攻撃予測事態	武力攻撃には至ってないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態。
防衛出動	武力攻撃事態において、わが国を防衛するために必要がある場合に内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動。

や行

用 語	説 明 等
要避難地域	住民の避難が必要な地域。対策本部長は、避難措置の指示を行う場合には、要避難地域を示さなければならない。